

【諮問（個人）第132号】

23川情個第18号
平成23年9月9日

川崎市教育委員会
委員長 佐々木 武 志 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 鈴 木 庸 夫

保有個人情報開示請求に対する全部承諾処分に係る異議申立てについて（答申）

平成22年1月29日付け21川教指第2344号にて諮問のありました保有個人情報開示請求に対する全部承諾処分に係る異議申立てについて、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関川崎市教育委員会の行った全部承諾処分に不十分な点はなく、異議申立人の請求に理由はない。

2 異議申立ての趣旨及び経緯

異議申立人は、〇〇〇〇の法定代理人として、平成21年9月15日付けで、川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号。以下「条例」という。）第26条第1項の規定に基づき、実施機関川崎市教育委員会（以下「実施機関」という。）に対して、「平成21年4月30日付け21川教指第570号で開示された『〇家対応に関するメモ』内に『7/3朝の打ち合わせで職員に伝達（学校長から）』とあるので、その記録やメモ」について、保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

実施機関は、本件請求に対して、「7月3日の〇〇〇小学校の朝の打ち合わせの記録中、異議申立人に関連する記述」を保有個人情報と特定し、この記述が含まれる対象公文書（以下「本件対象公文書」という。）について、平成21年11月13日付けで全部承諾処分（以下「本件処分」という。）を行った。

異議申立人は、平成22年1月19日、本件処分に対し、実際に交付された書面が不十分であるとして異議申立てを行った（当審査会諮問個人第132号事件）。

3 異議申立人の主張要旨

平成22年1月19日付け異議申立書、同年8月3日付け意見書、平成23年4月8日実施の口頭意見陳述によれば、異議申立人の主張要旨は、次のとおりである。

本件処分の全部開示決定処分そのものには異議はない。交付された書面は、複写の際に紙面が切れて全文を読み取ることができず、また、どの部分が校長から職員に伝達された内容であるのか読み取れない。

4 実施機関の主張要旨

平成22年6月23日付け処分理由説明書、平成23年5月13日実施の口頭による処分理由説明聴取によれば、実施機関の主張要旨は、次のとおりである。

実施機関は、異議申立人側との対応を踏まえた児童指導に関する校長の発言部分を保有個人情報と特定し、開示の方法が「写し等の交付」であったため、複写機を用いて本件対象公文書の写し（以下「本件写し」という。）を作成して異議申立人に交付した。

複写の際、校長の発言を囲む太線の一部が複写機の印刷の余白部分にかかり一部欠けたが、異議申立人に関連する記述の文字は欠けておらず、その他の部分についても紙面が欠けて読み取りが不可能となる箇所はない。

5 審査会の判断

条例第30条第1項は、「実施機関は、開示決定をしたときは、速やかに開示請求に係る保有個人情報を開示しなければならない。」と規定し、第2項において「保有個人情報の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関の定める方法により行うものとする。」と定める。

本件対象公文書は第2項に規定する「文書」であり、実施機関は開示決定の後、本件対象公文書を複写機にて写し、これを異議申立人に交付した。

当審査会において、本件対象公文書及び異議申立人に交付された本件写しを検分したところ、本件写しにおいては、本件対象公文書の外枠（用紙の周囲）と文書記載中の校長の発言を囲む太線の一部が欠けていることが確認できた。

これらは、実施機関の説明のとおり、複写機を用いて本件写しを作成する際に、複写機の印刷の余白部分にかかり一部欠けたことによって発生したものであることが推量される。

条例第30条第1項及び第2項の趣旨からすれば、開示決定の対象となる文書とその写しとの間に、情報の増減があってはならないことは当然である。しかし、本件写しを作成した際に、本件対象公文書に記載された校長の発言その他の文字情報そのものが欠けているということはなく、当該文書の内容を知る上で本件写しが不十分であるとまではいえない。したがって、再度写しの交付を行わなければならないほどの違法性はないものと判断する。

よって、異議申立人の請求には理由がない。

以上の理由により、前記1に記載の審査会の結論のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員 青柳 幸一
委員 植村 京子
委員 小塚 淳子
委員 三浦 大介